危険物製造所等設置·変更許可申請の手続きについて

- ○危険物施設を設置するとき
- ○危険物施設の位置・構造・設備を変 更するとき
- ○危険物施設の区分を変更するとき
- ○危険物の品名・数量を変更するとき

• • • など



設置・変更工事を行う際には、事前にさいたま市 長の許可が必要です。

危険物製造所等設置・変更許可申請に必要な書類

- 危険物製造所等設置(変更)許可申請書
- ・ 委任状 (代理人の申請の場合)
- 構造設備明細書
- ・ 貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量及び倍数が分かる資料 ・ 危険物判定資料
- 危険物施設の位置、構内道路、主要な建築物など事業所全体の配置図
- ・危険物施設の周囲の状況が記載された図
- (例)保安距離等、保有空地等を記載した周囲状況図など
- 危険物施設その他の工作物、設備、機器等の配置が記載された危険物施設等の全体配置図 ※製造所、一般取扱所の場合は、工程フロー図及び設備機器等一覧の機器リスト
- 危険物施設その他の工作物の構造の概要図、危険物設備機器図及びその付属設備図 、危険物を扱 うタンク構造図 、危険物配管図などを示す図
- 危険物施設に設ける電気設備、避雷設備、消火設備、警報設備及び避難設備の概要図
- (例) 配線系統等及び主要な電気機械器具の概要を記載した図書、消火配管系統図及び消火設備構造図、自動火災報知設備の系統図及び機器構造図など
- 緊急時対策に係る機械器具設備等を設ける場合は、当該設備の概要図
- (例)温度又は圧力の過度上昇、停電時の動力源の遮断、冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するための設置、装置等の系統図及び構造図など
 - ※1 上記の申請書はさいたま市のホームページからダウンロードできます。
 - ※2 申請内容等により、上記以外の添付書類が必要になることがあります。
 - ※3 上記のほか、<mark>建築基準法等、消防法以外の法令</mark>に基づく手続きが必要となる場合が ありますので、ご注意ください。

申請に係る事前相談・申請場所は、さいたま市消防局予防部査察指導課危険 物係までお願いします。

【受付時間】 土・日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで。窓口へお越しの際は、事前に連絡をお願いします。



事前相談から施設の使用開始までのながれ(例)

危険物施設を設置(変更)しようとするときには、事前に申請を行い、さいたま市長の許可を受けることが必要です。工事が終了し、完成検査済証を受領後に使用することができます。各申請書は、添付書類を含め正副2部必要です。

申請に係る事前相談・申請場所は、**さいたま市消防局予防部査察指導課危険物係**までお願いします。

① 事前相談

□ 設置(変更)する危険物施設の概要がわかる資料 (建築物、危険物の種類・量など)、平面図等の資料を持参してください。

② 設置(変更)許可申請

□ 危険物等設置・変更許可申請書を<mark>手数料</mark>と併せて申請してください。

③ 書類の審査

□ 申請された書類が、消防法令で定める基準に適合 しているか書類審査を行います。

(標準処理期間は土、日、祝日及び年末年始の休日 並びに書類訂正期間を除く、設置許可申請:20日 間、変更許可申請:15日間)

□ 必要に応じて書類の訂正、追加等を求めることがあります。

④ 許可(許可証の交付)

- □ 審査の結果、適合していれば、さいたま市長から 許可証が交付されます。
- □ **原則、許可証を受領後**に設置(変更)工事に着手することができます。
- □ 許可証を受領後、完成検査を受ける前までに、完成検査申請書を手数料と併せて申請してください。

⑤工事開始

□ 工事内容によって、中間検査・完成検査前検査が 必要となる場合もあります。日程や検査方法は、担 当者と事前に調整してください。

⑥ 完成検査完成検査済証の交付

□ 許可された内容のとおりに施工できているか完成 検査を実施します。検査の結果、許可内容と適合し ていれば、即日、完成検査済証を交付いたします。

□ 完成検査済証を受領後に、危険物施設を使用する ことができます。